平成２２年（フ）第５３６号
埼玉県新座市東北２丁目10番５号　李白305号室
債務者　浅見　陽子
1　決定年月日時　平成22年４月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月５日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第５４２号
埼玉県川口市大字新井宿59番地の45
債務者　森野　静子
1　決定年月日時　平成22年４月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月５日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１８２号
千葉県市川市北国分１丁目20番12号
債務者　関川　裕子
1　決定年月日時　平成22年５月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月５日まで千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第３８８号
千葉県市原市草刈2022番地
債務者　大城　真紀
1　決定年月日時　平成22年５月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月５日まで千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第４２７号
千葉県市原市五井東３丁目43番地６ファーストシティ君塚Ｄ棟202号
債務者　木崎　明菜
1　決定年月日時　平成22年５月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月５日まで千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第４４９号
千葉市緑区大高町18番地90
債務者　中尾　慶充
1　決定年月日時　平成22年５月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月５日まで千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第４８５号
千葉県八千代市高津832番地１　高津団地６街区14棟404号
債務者　井上　春美
1　決定年月日時　平成22年５月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月５日まで千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第１５０号
岐阜市岩滝東２丁目255番地１
債務者　加藤ときの
1　決定年月日時　平成22年５月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月５日まで岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第２１１号
岐阜県羽島市竹鼻町飯柄422番地１
債務者　浅井　由美
1　決定年月日時　平成22年５月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月５日まで岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第２３２号
岐阜県関市肥田瀬1231番地２　コテージ司２号棟
債務者　山中　　浩
1　決定年月日時　平成22年５月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月５日まで岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第２４７号
岐阜市北一色７丁目13番14―302号　登き和荘
債務者　西川原　茂
1　決定年月日時　平成22年５月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月５日まで岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第２４６号
愛知県豊田市丸山町８丁目３番地　フラワーパーク101号
債務者　谷端　健司
1　決定年月日時　平成22年５月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月５日まで名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第２５９号
兵庫県姫路市広畑区早瀬町２丁目91番地２
債務者　塩谷　智美
1　決定年月日時　平成22年５月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月５日まで神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第４５８号
広島市安佐南区東野２丁目25番35―106号
債務者　田村　昌巳
1　決定年月日時　平成22年５月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月５日まで広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第４６８号
広島市南区宇品東７丁目７番21―102号
債務者　田口　友春
1　決定年月日時　平成22年５月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月５日まで広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第４７５号
広島県廿日市市宮内1619番地１
債務者　野地　　満
1　決定年月日時　平成22年５月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月５日まで広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第４９０号
広島市東区温品４丁目18番41号
債務者　増原　美穂（旧姓岩崎）
1　決定年月日時　平成22年５月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月５日まで広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第５２３号
広島市中区大手町５丁目19番２―402号、住民票上の住所広島県三次市三和町下板木1006番地
債務者　福馬　孝一
1　決定年月日時　平成22年５月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月５日まで広島地方裁判所民事第４部